

第二期「富里市子ども・子育て支援事業計画」について

子ども・子育て支援法第61条において、国の示す基本指針に即して、市町村は5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされており、本市においては、すべての子どもたちの健やかな成長を支援するための行動指針として、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とし、平成27年3月に策定している。

昨年度は、第二期計画の基礎資料とするため、就学前児童及び小学1年から3年生の保護者へのニーズ調査を実施しており、今年度は、ニーズ調査結果及び第一期計画の進捗状況を踏まえて、計画の策定を行う。

1 計画の基本的方向について

第一期計画で定めた『基本理念』及び『基本目標』については、第二期計画においても継承し、引き続き、一人ひとりの子どもの個性を大切にする質の高い教育・保育の提供を目指すとともに、社会的な支援を必要とする子どもや家庭に配慮し、すべての子どもが“ゆめ、きぼう、よろこび”の創造により、安心して子どもを育てられる地域の実現に向けて各施策を推進する。また、基本目標に対応する『基本施策』についても引き継ぐものの、計画策定を進める中で必要に応じて見直しを図る。

・基本理念

子どもが健やかにいきいきと輝く富里

《ゆめの創造》すべての子どもが幸せに育つ

《きぼうの創造》地域に応援されて親も育つ

《よろこびの創造》子育てを大切にする地域が育つ

・基本目標

- 1 すべての子どもに質の高い教育・保育を提供します
- 2 すべての親が安心して子育てできる仕組みをつくります
- 3 子育てを地域全体で応援します
- 4 すべての子どもが伸び伸び成長できる安全な環境を整備します

2 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）ごとに、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保内容を定めることとされており、第一期計画においては、中学校区単位の3地域（北部・中部・南部）としているが、鉄道駅のない本市においては車での移動が一般的であり、昨年度実施したニーズ調査結果では、教育・保育事業の利用場所について47.5%が居住小学校区以外となっており、27.6%が勤務先との利便性を施設の選択の理由にあげている。

また、これらの状況の他、市内の子どもを広く受け入れ、サービス提供者の運営の継続性や安定が望めるようにすることで、民間事業者の参入を促すという点や、サー

ビス利用時の選択肢を増やすことにより，居住地区以外での施設やサービス利用のニーズに応じていくため，第二期計画においては，市内を1つの提供区域と設定し，柔軟に需給調整を図っていく。

なお，需給調整にあたっては，これまでの整備状況や市内全体のバランスや利用状況の変化等を見極めながら対応していくこととする。